

# 野中義美税理士事務所 通信

No.97

## 今月のテーマ 「相続財産が分割されなかつた場合」

**1.** Q 父がなくなり、兄弟がバラバラに住んでいる為、相続財産の分割が確定しなくて困っています。相続税の申告期限まで確定できなかつた場合は、どうなりますか。

A 相続税の申告期限は相続開始後10か月以内と定められています。そこで、相続税が発生するような場合は必ず申告しなければなりません。未分割の場合は、法定相続分で分割したものとして、納税申告することになります。

**2.** Q 未分割財産を法定相続分で納税申告した場合に不利になる点を教えて下さい。

A 例えば「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」が適用できなくなります。「小規模宅地等の特例」とは、自宅の土地であれば、最大80%減額できることです。また「配偶者の税額軽減」とは、配偶者は1億6千万円または、法定相続分の取得まで無税となります。これらの減額が適用できなくなる訳です。



**3.** Q これらを適用可能にするには、どのような手続きが必要でしょうか。

A 「申告期限後3年以内の分割見込書」を申告書に添付して提出して下さい。そして3年以内に分割が調つたら、確定後4ヶ月以内に(1)不足が生じていた場合は、修正申告を(2)払い過ぎていた場合は更正の請求をして正しい申告となります。

**4.** Q 難しい裁判などで申告期限後3年を経過しても分割が確定できない時は、どうしたらいいでしょうか。

A 「遺産が未分割であることにやむを得ない事由がある旨の承認申請書を3年経過後2ヶ月以内に提出して下さい。裁判の判決等が確定した日から4ヶ月以内に(1)不足が生じた場合は、修正申告を(2)払い過ぎていた場合は更正の請求を行って下さい。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

10月放送は10月11日、25日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分~

10月 6日、20日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分~

今日の  
一句

金立の徐福館に行く途中にコスモス畑があります。そこで一句！

「山里に薄紅色の花ゆれる」(徐福の思いか)

♪秋桜 山口百恵 作詞・作曲 さだまさし

今日の  
一言

「戦争を知らない子どもたち」(詞:北山修 曲:杉田二郎)

反戦フォークソング。私も学生時代ギターを抱えて大きな声で歌った覚えがある。それに引き換え、私の親父は大正12年生まれのバリバリの戦中派。死んでお國の為に尽くそうとして、呉の回天特攻の募集に応じたが、時の明治憲法は長男には特攻をさせない決まりがあり、断られた。そこで、彼は志願兵として久留米連隊に出征し、満州守備隊として従軍した。終戦後、ソ連で抑留され、3年後舞鶴に帰国した。身を棄じてくれた家族に感謝。

《九紫火星》

体調を崩しやすい時です、不調を感じたらすぐ散財に注意して下さい。金運は悪くないのですが浪費しがちになります。何事も一度立ち止まり考えることが大切です。

《八白土星》

忙しい月となりそうです。動けば動くほど成り人関係が良く、新しい出会いが運気UPにつながるでしょう。しかし、過労には注意して下さい。

《七赤金星》

忙しい月となりそうです。動けば動くほど成り人関係が良好で、運気UPにつながります。

《六白金星》

いろいろ人と積極的に交流しましょう。対人関係が良く、新しい出会いが運気UPにつながるでしょう。

《五黄土星》

足元を固めることが大切です。新しいことを始めより今までしてきたことを極めるのが良いでしょう。

《四緑木星》

良い運気で集中します。地道に物事を進める事が報われます。

落ち着かず気が多くなる時ですが、やるべき事に集中します。コツコツ進める事で努力が報われます。

《三碧木星》

足元を固めることが大切です。新しいことを始めより今までしてきたことを極めるのが良いでしょう。

落ち着かず気が多くなる時ですが、やるべき事に集中します。コツコツ進める事で努力が報われます。

《二黒土星》

口は災いの元。失言に注意しましょう。思いやりの気持ちを大切にして。言葉をかけ

ことなどが運気UPに。

九星占い (10月)